

アクション・プラン実現提案（岐阜市）

1 目的

生活保護受給者、住宅手当受給者、児童扶養手当受給者等の生活困窮者にとって厳しい雇用状況の下で、従来の就労支援事業にとどまらず更なる支援策が求められている。

市の福祉行政に国（ハローワーク）の職業相談・職業紹介機能を附置し、生活困窮者に対する就労支援のワンストップ化を図ることにより、就労支援の拠点を設置するとともに、就労支援策の強化・拡充を図るための体制整備を提案する。

2 提案概要

生活困窮者に対する協働した支援を行うため、下記のとおり常設窓口「はたらき支援ルーム」（仮称）を市庁舎内に開設し、市のケースワーカー及び就労支援員と国（ハローワーク）の職員が一体となり、就労意欲の喚起、職業相談・職業紹介等を行い、ワンストップサービスによる効率的な就労自立支援の向上を図る。

（1）開設場所

市役所 福祉事務所内

（2）開設日、開設時間

平成24年4月2日（月）

9時～17時（土曜・日曜、祝日、年末年始を除く）

3 具体的な対象者と支援内容

（1）市の重点事業である生活保護受給者等に対する就労意欲喚起業務とハローワークの職業相談業務を一体的に実施するため、市は、キャリアカウンセラーを新たに採用し、就労意欲を失くした人、自信を失くした人（就労意欲喚起プログラム対象者）への就労支援を図る体制を整備し、国（ハローワーク）は「はたらき支援ルーム」（仮称）に職員を配置しハローワークシステム端末を設置する。

市は、当該就労意欲喚起業務を実施して、就労に対する不安を解消できた人を「はたらき支援ルーム」（仮称）へ誘導し、国（ハローワーク）は、当該利用者に対して職業相談・職業紹介を実施する。

このようにして、最寄りのハローワークまで出向くことなく速やかに国（ハローワーク）の職員に繋ぐことにより、円滑に職業相談・職業紹介へ移行することを図る。

- (2) すでに、市がハローワークと協定済みの「福祉から就労」支援事業については、就労に不安のない方を中心に対象とし引き続き推進するが、ハローワークへ出向くことが困難な人については、「はたらき支援ルーム」（仮称）で就労支援を行う。
- (3) 生活保護などの相談をするために、市福祉事務所へ来庁した生活困窮者に対し生活相談を行った上で、早期就労が可能な人については、即時に「はたらき支援ルーム」（仮称）に誘導し、自立に向けた職業相談・職業紹介等を行うことにより、生活保護の未然防止を図る。

4 期待される効果

- (1) ワンストップサービスの実施により、早期就業に繋げることができる。
- (2) 就労意欲喚起事業の推進効率が高まり、就労者の増加に繋がる。
ハローワークへ遠い地域の人々の就労支援にも効果が期待でき、就労支援強化を図ることができる。
- (3) 生活保護受給者となる前の段階で、就労による自立移行が可能となる。